

1、地方自治体の「総合計画」とは

△総合計画における法的位置づけ

- ・旧地方自治法（2011,05 改正）第2条4項削除、法的策定義務がなくなる
「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」
- ・法改正後、法96条2項 個々の自治体の自主的判断により策定
「条例で普通公共団体に関する事案につき議会の議決すべきものを定めることができる」
- ・千葉県、「千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」（2009,03 制定）
第1条目的 「県行政に係る基本的かつ総合的な計画の策定について…県民の視点に立った透明性が高く実効性のある県行政を推進することを目的とする」

△地方自治体が示す、街づくり、行政運営の指針

- ・行政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な指針・計画
- ・基本構想 10年後のあるべき姿、そのための目標と方向性。都市将来像
- ・基本理念 あらゆる分野において踏まえるべき共通の考え方を示したもの
「千葉の未来を切り開く～『まち』『海・緑』『ひと』がきらめく千葉の実現」
- ・実施計画 基本構想を達成するために、3ヵ年で重点的に実施する取組

△地方自治体の「総合計画」に求められる基本的視点

- ・憲法第92条 「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」
憲法は「地方自治の本旨」に基づいた自治体運営を求めている
 - ・「地方自治の本旨」とは
「団体自治」…国から独立し、自らの意思と責任の下に行政運営を行う
「住民自治」…地方自治が住民の意思に基づいて運営される民主主義的要素
※国の言いなりでなく、住民の意思に基づき、暮らしや権利を守り必要なら国に抵抗することも含め、住民の立場に立った行政運営を行うことと考える。
 - ・憲法92条に基づく地方自治法は
第1条「地方自治の本旨」に基づいて…民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする
第1条2項 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う
- ※「地方自治の本旨」に基いて、住民福祉の増進を図るために、その時点での地域住民の願い、要求を最優先で実現する内容となっているか。住民目線で検証することが重要。

2、コロナ禍の2年、弱体化した自治体の姿が浮き彫りに

△病床不足、医療崩壊の事態に直面、地域医療の危機

- ・入院できずに「自宅療養」 全国ピーク時 57 万人。県 2 月 4 万 7 千人
- ・コロナ感染死 第 5 波（3 か月） 292 人 第 6 波（2 カ月半） 522 人
- ・この間の感染症病床の削減 1998 年 旧感染症指定病床 9,060 床
2019 年 感染症病床 1,869 床
- ・1980 年代～公的医療費抑制策
国立病院・療養所の再編計画（1986）→公立・公的病院の再編・統合 →
地域医療構想
千葉県 2004 年「県立病院の将来構想」 高度専門病院の統合、3 病院廃止案
- ・千葉県の地域医療構想（～2025） 6,732 床削減
2022 年～3 年間 254 床削減
- ・2022.03「公立病院経営強化ガイドライン（指針）」
「再編・ネットワーク」（統廃合） → 「（公立病院の）機能強化・連携強化」に
マスクミ「方針転換」「統廃合撤回」…強引な統廃合・病床削減の行き詰まり

△保健所の機能マヒ、体制不足が露呈、公衆衛生の再建は喫緊の課題

- ・「保健所と職員を減らしすぎた」日本医師会会長「毎日」2020,05、第 1 波直後
- ・戦後 憲法 25 条 公衆衛生は国民の生存権を守る制度、保健所の増設が進展
- ・転機、1980 年代「臨調行革」
「ニュー保健所構想」広域的・専門業務に限定し、体制・人員集約の方針
自治体の「行革」路線 「経済的利益を生まない公衆衛生」の費用縮減へ
- ・1997、「地域保健法」施行
設置目安 人口 10 万人 → 人口 20 万人 「二次医療圏に 1 個所」
保健所と他の行政機関との「統合」も可。他の業務を行うことも可
「保健所」という名称義務付け規定も無し。千葉 健康福祉センター「〇〇保健所」
- ・2000 年代 「三位一体改革」地方分権改革で整理・削減が加速
「地方にできることは地方に」住民サービスに関わる国庫負担・国庫補助の削減
保健所運営国庫負担は廃止し、保健所を運営する予算は「一般財源化」へ
- ・全国 保健所数 850 個所（1990）→ 469 個所（2020）
職員数 3.5 万人（1990）→ 2.8 万人（2017）
- ・千葉 18 保健所（1994 年）が、13 保健所へ、 検査課設置は 7 保健所
長時間労働がまん延 2021,07～08 月 278 時間（自治労連調査）
- ・コロナ禍 知事部局からの応援派遣 1 日最大・185 人

△「スリムな行政」、行革路線のターゲットは、自治体リストラ・職員減らし

- ・国 自治体職員の定数削減策「集中改革プラン」（2005～5 年間）
2005、1,048,860 人 5 年で約 14 万人減、職員の減少傾向は 2014 年まで続く
国の削減目標 △5.3% → △7.5% 大幅削減（減らしすぎ）
- ・2021、自治体職員数、934,521 人（03,22 総務省公務員部長答弁）

・千葉県 定員適正化計画（1998～）

知事部局（一般行政部門）

1998・8,467人（人口586万人） 2013・6,833人（人口619万人）

2020・7,834人（人口627万人）

※住民の命・健康・暮らしに直結する分野の人と予算は削減してはならない。自治体を「効率化最優先」の「行革」の対象にすべきではなく、むしろゆとりのある人員体制でなければ、突然のパンデミック、災害等への即応はできない。

3、熊谷知事のもとでの、新「総合計画」

△全体像、構成（別紙） 6つの基本目標

全体を貫く視点 「県政運営を貫く3本の矢」、他3つの視点
6つの地域ゾーンを設定し、地域の方向性を示す

△県民の願い、要求から見た、「総合計画」の方向性、計画

・感染症等健康危機への対応力の強化

「病床稼働率、救急搬送困難など危機的状況」との認識は示しているが、「医療提供体制の検討」ととどまり、実施計画では「地域医療構想を踏まえた病床機能の分化」が示され、病床削減計画は維持したままとなっている。

一方、保健所においては「体制・機能強化」が示されているが、実施計画でも増設、増員の方向は示されていない。

・災害から県民を守る「防災県」の確立

2019年の台風災害、その後の浸水被害を示し、「大規模災害や危機的事態など」から「県民の生命・身体・財産を守る」としているが、新たに加わったのは「災害に強い道路ネットワークの整備」であり、消防防災力の強化も具体的視点は記載されていない。

・交通安全県ちばの確立

八街市における児童死傷事故後、通学路の安全点検を全県規模で実施しているにもかかわらず、要望の高い信号機の増設や路面標示の改修など、具体的施策は実施計画編にも示されていない。

冒頭にうたわれているのが「県民総参加で作る交通安全」であり、広報啓発、周知徹底が強調され、交通安全対策に関する行政の責任を棚上げするものと言わざるを得ない。

・農林水産業の振興

「人材を育成するとともに…農林漁業者の所得向上を図」としているが、示されているのは、「経営力の強化」「スマート技術の導入」「農地集積・集約化」「販売力の強化」などであり、具体的な農業者支援策は見当たらない。

この間の米価暴落で農家の損失はかなりの規模となっており、農林水産業の主体である、担い手への具体的支援という視点が抜けおちている。

・子育て施策の充実

子ども医療費の助成は、施策項目として掲げられているが、内容は「経済的負担軽

減のため…県と市町村が一体となって取り組む」と、前回の総合計画よりも後退し、県の責任が極めて曖昧となっている。

一方、子どもの貧困対策については、「子どもの修学への支援」が新たに追加され、経済的問題だけではなく、子どもの学習権の確保の視点が盛り込まれたのは前進である。

・教育施策の充実

「少人数指導など多様な指導方法による指導体制を充実」と記載されているが、小人数学級の推進の文言はなく、県独自の少人数学級の段階的推進を放棄したとも見える。

前回まで連続的に掲げられていた「教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援」の取り組みが削除されている。今取り組んでいる「教職員の多忙化解消」「学校における働き方改革」の取り組みとも逆行する事態といえる。

「活力ある学校づくり」「教育現場の重視」と明記されているが、肝心の「教員の抜本的増員」には全く言及されていない。現状と大きく乖離していると言わざるを得ない。

・行財政改革の推進、県の持続的発展を支える行政運営の推進

「新たな課題や県民ニーズに対して、スピード感をもった的確に対応し、質の高い行政サービスを提供」というのであれば、その根幹となるのは職員である。ゆとりある職員の増員の記述がないのでは、絵に描いた餅と言わざるを得ない。

△道路など交通ネットワークの充実が政策分野 2 に

- ・今回、感染症や災害対策など危機管理体制の構築の次に、「千葉経済圏の確立と社会資本の整備」が位置付けられている。(前回、社会資本整備は最後尾) 格上げとも見て取れる。
- ・「新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路の具体化」、インターチェンジへのアクセス道路、銚子連絡道路、長生グリーンラインの整備が明記されている。(別紙)
- ・千葉港長期構想に基づく、千葉港千葉中央地区のふ頭再編の推進も初めて明記されている。

※前回までの総合計画と比しても、位置づけ、具体的内容ともみれば、「熊谷知事の新たな千葉県開発宣言」ともとれるものである。

いずれにしても、長期にわたる建設計画であり、その財政負担も今後の県政運営の大きな重石となっていくことは間違いなく、根本的見直しが求められる。

4、 県民の願いに沿って、県政を前に進める日本共産党の具体的提案

△2022年度予算案への組み替え提案 (別紙) その気になれば実現可能の規模。

以上